

JMRC 東北モータースポーツ共済会規定

第1条 目的

1. JAF 公認競技会における成員の人身事故に関わる救済
2. JAF 公認競技会に関わる事による成員の社会的権利と地位に関わる救済

第2条 名称

本会の名称は JMRC 東北モータースポーツ共済会と称す。

第3条 対象

1. 本制度に加入できる者は、東北地区で開催される JAF 公認競技会（レース・ラリーの主催者及び参加者とその所属員とする。尚、併催される走行会・練習会の参加者も含むものとする。
主催者の所属員とは、主催クラブ・団体の所属員で大会の競技役員（オフィシャルスタッフ）及び大会関係者を指す。
参加者の所属員とは、大会参加者（エントラント）のチーム員で監督・ドライバー・ナビゲーター・メカニックなどのチーム関係者を指す。
併催される走行会・練習会（模擬レース等）の参加者とは、参加者と参加ドライバー・ナビゲーターを指す。
尚、JAF 発給の当該年度有効な許可証（以下許可証という）の所持を義務付けない。

2. 許可証所持者で当共済会の加入者は共同共済会に加入することが出来る。

第4条 運用と適用及び管理

1. 本制度の運用は JMRC 東北モータースポーツ共済会理事会（以下理事会という）が行う。
2. 本規定の運用は申請に基づき理事会が行う。
3. 本規定の管理は理事会が行う。

第5条 適用資格有効期間

1. 許可証の所持者は加入時点より当該年度末日とする。
2. 許可証を所持していない者は加入を申請した競技会の公式スケジュール期間のみ有効とする。

第6条 財源

1. 本制度の財源は加入者の加入金、補助金、寄付金を収入とする。
2. JMRC 東北共済会より移行された 1, 200 万円も財源とする。

第7条 拠出金（見舞金）

1. 拠出金の金額及びこれに関するその他の項目は、JMRC 東北レース部門及びラリー部門それぞれの運営細則に定めるものとする。

第8条 拠出金の徴収

1. 本会の事務局が行う。但し、理事会が承認した場合はレース及びラリー競技の大会事務局に委託することが出来る。
2. 拠出金の徴収および納付は、申請する大会開催前までとする。尚、許可証所持者は交付に伴って行うものとする。

第9条 人身に関わる給付

1. 本規定第1条1項に関わるもので運営細則に従う。給付は事故発生後直ちに報告され、かつ1ヶ月以内に申請が行われたものに限る。

第10条 地位保全に関わる給付

1. 本規定第1条2項に関わるもので第4条2項に従う。

第11条 給付の対象

1. 本規定第9条による場合は次のとおりとする。
 - 1) 死亡の場合：予め本人が定めた受取人、又は法定相続人
受取人を指名する場合は、加入時に申請すること。
 - 2) 死亡以外の場合：本人
2. 本規定第10条による場合は本人とする。

第12条 給付申請の方法

給付の請求は別に定めた書式により加入者、又は法定相続人及びその代理人により主催者を通じて提出される。但し事故発生より30日以内に、主催者の事故証明を添付し申請されたものに限る。

第13条 給付の制限

年度内に JMRC 東北モータースポーツ共済会の資金が不足した場合には同年度内の給付は行われないものとする。尚、翌年度に繰り越して支払うことも行わないものとする。

第 14 条 廃業

本制度は JMRC 東北共済会より分離独立した制度であり、やむ終えない事由により廃業する場合には資金は全て JMRC 東北共済会に移行する。

第 15 条 理事会及び事務局の所在地

理事会は JMRC 東北共済会と同様のメンバーとする。所在地は理事会にて決めるものとする。

理事長：小野 守平

理事：佐藤 栄一 藤村 幸雄 高橋 吉男 山本 朗 植松 聖史 立川 敬士

事務所：仙台市青葉区落合 4-6-26-216 事務局 柳本 弘信

TEL 022(797)1188 FAX 022(797)1188

第 16 条 本規定の施行

本規定は 2018 年の改定により制度の一部変更して、本年 4 月より適用し、施行する。

2008 年 4 月 1 日 施行

2011 年 4 月 1 日 施行

2016 年 2 月 7 日 変更

2018 年 3 月 4 日 変更

JMRC 東北モータースポーツ共済会運営要項

JMRC 東北モータースポーツ共済制度の実施に関する事務取扱事項を以下のように定める。

1. 制度の実施
 - ① JMRC 東北共済会部会の委員からなる理事会が行うものとする。
 - ② 理事会は必要に応じて委員を指名することが出来る。
 - ③ 事務局は理事会により指名し、指定の場所に置くこととする。
2. 拠出金の徴収
共済会規定第 8 条に基づくものとする。
3. 本人死亡の場合の受給者の指定
共済会規定第 11 条に基づくものとする。
4. 給付の申請の方法
共済会規定第 12 条に基づき申請すること。
5. 給付に関する競技会の取扱
JAF 公認競技会（レース・ラリー）及び併催される走行会・練習会とする。
6. 共済制度への加入の制限
共済会規定第 3 条 1 項に基づく。
尚、年度内の加入者は 1, 000 人を超えないものとする。

JMRC 東北レース競技運営細則

本共済制度の運営に関し、本会共済規定第 3 条に基づき、以下の細則を定める。

第 1 条 拠出金の金額

1. 東北地区に居住しており、JAF の当該年度有効な許可証を所持している者
毎年度 1 名 1, 000 円
2. 東北地区内外に居住しており、東北地区で開催されるレース競技会（JAF 公認）に関わる者
主催者の所属員：1 大会 1 名 200 円
参加者とその所属員：1 大会 1 名 200 円
以上を 1 口として最大 5 口までとする。
3. JAF 公認競技会で行われる走行会・練習会（模擬レースを含む）
参加者：1 大会 1 名 500 円

第 2 条 人身事故への給付

1. 本細則第 1 条 1 項に対して、同一年度同一人に対し最高限度額は 1, 000 万円とする。
給付の区分は最高額を 100% とし、50% 以下は JMRC 東北モータースポーツ 共済会より給付される。
2. 本細則第 1 条 2 項に対しては、上限を 1 口 100 万円とし、1 大会に対して最高限度額を 500 万円とする。
3. 本細則第 1 条 3 項に対しては、上限を 200 万円とする。
4. 対象競技会は東北地区で開催される大会（レース競技会）に限定し、JAF 公認競技会及び当日併催される走行会・練習会（模擬レース）を含むものとする。
5. 対象範囲は公式スケジュール以内とし、会場内に限定する。

第 3 条 地域保全に関わる給付

地域保全に関わる給付はその事件・事故に関し、その都度理事会により決定する。

第 4 条 給付の制限

共済会規定第 13 条に基づくものとする。

第 5 条 給付の適用

別紙 1：JMRC 共同共済会適用

別紙 2：JMRC 東北共済会適用